

議案第 131 号

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年伊賀市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 27 年 1 月 31 日」を「伊賀市役所の位置を変更する条例(平成 26 年伊賀市条例第 31 号)の施行日の前日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。